



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県療育手帳制度規程の一部を改正する告示（障害福祉課） 1
- 県道の供用の開始（道路管理課） 1
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定（会計課） 2

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課） 2
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3

告 示

沖縄県告示第401号

沖縄県療育手帳制度規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年9月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県療育手帳制度規程の一部を改正する告示

沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）の一部を次のように改正する。

第1号様式第二面中「脱帽して」を削る。

第1号様式の2別冊第十二面中



を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年9月15日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行前に改正前の沖縄県療育手帳制度規程の規定により交付された療育手帳は、改正後の沖縄県療育手帳制度規程の規定により交付された療育手帳とみなす。

沖縄県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、令和2年9月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 平良下地島空港線
- 2 供用開始の区間 宮古島市伊良部字池間添長山1109番1から宮古島市伊良部字池間添長山1089番3まで
- 3 供用開始の期日 令和2年9月15日

沖縄県告示第403号

沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）第5条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

令和2年9月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

名称	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日
合同会社 s i r o b a k o	うるま市石川伊波867番地	名護市大南一丁目13番11号 (沖縄県北部合同庁舎内)	令和2年8月27日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年9月15日から令和3年1月15日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町まちづくり課において縦覧に供する。

令和2年9月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 かねひで運玉ゆいゆいプラザ 与那原町字与那原1104番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社金秀本社 那覇市旭町112番地1 代表取締役 新垣秀彦
- 3 届出年月日 令和2年7月14日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) 与那原商業施設
変更後 かねひで運玉ゆいゆいプラザ
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 上地隆
変更後 新垣秀彦
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社金秀本社 那覇市旭町112番地1 代表取締役 上地隆
変更後 株式会社金秀本社 那覇市旭町112番地1 代表取締役 新垣秀彦、金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役 知念三也、金秀興産株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役 呉屋守孝、株式会社キャンドウ 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 代表取締役社長 城戸一弥
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 令和元年12月12日
 - (2) 4(2) 令和2年3月1日
 - (3) 4(3) 令和2年6月12日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があつ

た。

なお、関係書類は、令和2年9月15日から令和3年1月15日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町まちづくり課において縦覧に供する。

令和2年9月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 かねひで運玉ゆいゆいプラザ 与那原町字与那原1104番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社金秀本社 那覇市旭町112番地1 代表取締役 新垣秀彦
- 3 届出年月日 令和2年7月14日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 195台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 185台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町まちづくり課において縦覧に供する。)
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 18台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 21台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町まちづくり課において縦覧に供する。)
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
変更前 位置 次の図のとおり、面積 140平方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、面積 165平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町まちづくり課において縦覧に供する。)
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前 位置 次の図のとおり、容量 33立方メートル
変更後 位置 次の図のとおり、容量 42立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町まちづくり課において縦覧に供する。)
 - (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり
変更後 出入口の数 入口4か所、出口4か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町まちづくり課において縦覧に供する。)
- 5 変更する年月日 令和2年3月15日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年10月18日 沖縄県指令土第752号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波饒波原31番6
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 名護市大東三丁目13番2-1-303号名護第2住宅 稲福慎也、
豊見城市字高安162番地1カーサ高安102 稲福一春
- 5 検査済証番号 令和2年9月7日 第4680号
- 6 工事完了年月日 令和2年8月19日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
---	--